



宮 崎 県 公 報

令和5年11月30日(木曜日) 第462号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示	頁
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出(福祉保健課) 1	
○生活保護法に基づく医療機関の指定(") 1	
○生活保護法に基づく指定医療機関の休止の届出(") 1	
○産業廃棄物処理施設の設置許可申請書の縦覧(循環社会推進課) 2	
○保安林の指定予定の通知(自然環境課) 2	
○保安林の指定解除の予定の通知(") 2	
○保安林の指定実施要件の変更通知の宛先不明 について(2件) (") 2	
○道路の区域の変更(道路保全課) 3	
○道路の供用の開始(2件) (") 3	

公 告

○クリーニング師試験の実施(衛生管理課) 3
○大規模小売店舗の新設に関する届出(商工政策課) 4
○砂利採取業務主任者試験の合格者(企業振興課) 5
○まあじに関する令和5管理年度における知事管 理漁獲可能量の変更(漁業管理課) 5
○公共測量の実施の通知(管理課) 5
企業局企業管理規程
○企業局保安規程の一部を改正する企業管理規程 5
選挙管理委員会告示
○政党その他の政治団体の設立、異動及び解散の 届出 7
○資金管理団体でなくなった旨の届出 8

告 示

宮崎県告示第 834号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(第55条第2項において準用する同法第50条の2)(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和5年11月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
別府歯科医院	えびの市大字原田 167 番地	令和5年5月31日
こひつじ歯科クリニック	西都市大字下三財3370-1	令和4年4月6日
くもん整形外科スポーツ・骨関節クリニック	延岡市緑ヶ丘2丁目8番11号	令和5年2月28日
医療法人伸和会共立医院	延岡市中川原町3丁目42番地	令和3年6月14日
のなか整形外科	えびの市大字原田字西谷ノ口3187番地	令和3年10月31日
鶴外科胃腸科	児湯郡高鍋町大字北高鍋3395番地	平成29年9月30日
富高薬局 Grand Tsuno	児湯郡都農町大字川北5202番地	平成30年6月30日

宮崎県告示第 835号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和5年11月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
こひつじ歯科クリニック	西都市大字下三財3283-2	令和4年4月7日
くもん整形外科スポーツ・骨関節クリニック	延岡市緑ヶ丘2丁目8番11号	令和5年3月1日
のなか整形外科	えびの市大字原田字西谷ノ口3187番地	令和3年11月1日
富高薬局 Grand Tsuno	児湯郡都農町大字川北5202番地	平成30年7月1日

宮崎県告示第 836号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(第55条第2項において準用する同法第50条の2)(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり休止した旨の届出があった。

令和5年11月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	休止年月日
浜田医院	都城市牟田町 1 - 10	令和 5 年 10 月 1 日

宮崎県告示第 837号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第 137号）第 15条第 1 項の規定により、産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、申請書その他関係書類を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 2 週間を経過する日までに、宮崎県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

令和 5 年 11 月 30 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

株式会社イー・アール・シー高城

都城市高城町四家 831 番地 5

株式会社イー・アール・シー高城 代表取締役 藤崎泰士

2 産業廃棄物処理施設の設置の場所

都城市高城町四家字大開 788 番 60 の一部、750 番 11 の一部、750 番 12 の一部、750 番 13 の一部、753 番 1 の一部、753 番 2 の一部及び 748 番 2 地先から 788 番 60 地先までの里道の一部

3 産業廃棄物処理施設の種類の

管理型最終処分場

4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

(1) 産業廃棄物

ア 燃え殻

イ 汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む。）

ウ 廃油（タールピッチに限る。）

エ 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）

オ 紙くず

カ 木くず

キ 繊維くず

ク 動植物性残さ

ケ ゴムくず

コ 金属くず

サ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）

シ 鉱さい

ス がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）

セ ばいじん

ソ 13号廃棄物

(2) 特別管理産業廃棄物

廃石綿等

5 申請年月日

令和 5 年 8 月 9 日

6 申請書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県環境森林部循環社会推進課及び宮崎県都城保健所並びに都城市環境政策課及び都城市高城総合支所地域生活課

(2) 期間

令和 5 年 11 月 30 日から令和 6 年 1 月 4 日まで（令和 5 年 12 月 29 日から令和 6 年 1 月 3 日までの期間、土曜日及び日曜日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）

7 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県環境森林部循環社会推進課

(2) 期間

令和 5 年 11 月 30 日から令和 6 年 1 月 18 日まで（令和 5 年 12 月 29 日から令和 6 年 1 月 3 日までの期間、土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）

8 意見書の記載事項

意見書には生活環境の保全上の見地からの意見とともに、意見書提出者の氏名及び住所を記載すること。

宮崎県告示第 838号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 5 年 11 月 30 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林予定森林の所在場所 延岡市北方町板下字小原戊 5 - 1

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字小原戊 5 - 1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 839号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和 5 年 11 月 30 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 解除予定保安林の所在場所 延岡市北方町下鹿川字西畑申 566 - 195・申 566 - 196（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の涵養

3 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 840号

保安林の指定施業要件を変更する件（令和 5 年農林水産省告示第

1384号)に係る保安林の所有者及びその保安林に関し登記した権利を有する者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更の通知の内容を、当該保安林の属する市の市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和5年11月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

(1) 小林市役所

榎田サナエ、榎田伊助、久保田正昭、久木田サツエ、宮窪清五郎、古川まいこ、青木三穂子、青木清子、坪井隆良、田中清太郎、保揚枝助次郎

(2) えびの市役所

丸田市内、松本眞、上田代休左衛門、二宮ノク、齋藤実

2 通知の要旨

- (1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があったこと。
 (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和5年農林水産省告示第1384号によること。

宮崎県告示第 841号

保安林の指定施業要件の変更(令和5年宮崎県告示第762号)に係る保安林の所有者及びその保安林に関し登記した権利を有する者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更の通知の内容を、当該保安林の属する高千穂町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和5年11月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

高千穂町役場

永野安治、永野徳子、押方身強、花田利治、興梶忠義、上村幸雄、織田林四郎、谷川福弥、池田生、田崎清治、奈須国生

2 通知の要旨

- (1) 保安林の指定施業要件を変更すること。
 (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和5年宮崎県告示第762号によること。

宮崎県告示第 842号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和5年11月30日から同年12月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年11月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
355	県道	旭村木脇線	東諸県郡国富町大字八代北俣字尾園138番1地先から同	旧	5.5～19.0	1,207.5
				新	9.1～45.1	1,207.5

			郡同町大字 伊左生字前 田66番地先 まで			
--	--	--	--------------------------------	--	--	--

宮崎県告示第 843号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和5年11月30日から同年12月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年11月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
26	県道	宮崎須木線	小林市須木下田字坂元谷112番310から同市須木下田同字112番310まで	令和5年11月30日

宮崎県告示第 844号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和5年11月30日から同年12月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年11月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
355	県道	旭村木脇線	東諸県郡国富町大字八代北俣字尾園138番1地先から同郡同町大字伊左生字前田66番地先まで	令和5年11月30日

公 告

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第7条第1項の規定により、クリーニング師試験を次のとおり実施する。

令和5年11月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

<p>1 試験の期日 令和6年2月8日（木曜日）</p> <p>2 試験の場所及び時間 (1) 学科試験 ア 場所 宮崎市橘通東1丁目9番18号 県庁防災庁舎7階防73号室 イ 時間 午前10時30分から正午まで (2) 実地試験 ア 場所 宮崎市橘通東1丁目9番18号 県庁防災庁舎7階防73、75、76号室 イ 時間 午後1時から午後5時まで</p> <p>3 試験科目 (1) 学科試験 ア 衛生法規及び公衆衛生に関する知識 イ 洗たく物の処理に関する知識 (2) 実地試験 洗たく物の処理に関する技能</p> <p>4 受験資格 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者（クリーニング業法の一部を改正する法律（昭和30年法律第154号）附則第5項の規定により、学校教育法第57条に規定する者とみなされる者を含む。）</p> <p>5 受験手続 試験を受けようとする者は、受験願書に試験手数料 7,200円に相当する額の宮崎県収入証紙を貼り、次に掲げる書類を添えて住所を管轄する保健所の長（県外居住者にあつては、宮崎県内の保健所の長）を経由して宮崎県福祉保健部衛生管理課に提出すること。 (1) 履歴書（学歴を詳細に記入すること。） (2) 受験資格があることを証する書類（卒業証書の写し若しくは卒業証明書又は厚生労働大臣の認定に係る認定書の写し） (3) 写真（出願前6月以内に撮影した正面、上半身、無帽で縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。）</p> <p>6 受験願書の受付期間 令和6年1月4日（木曜日）から同月18日（木曜日）まで</p> <p>7 その他 (1) 宮崎県収入証紙には、消印しないこと。 (2) 受験者は、試験当日午前10時までに試験会場に集合すること。 (3) 合格者の発表は、令和6年2月22日（木曜日）午前9時から各願書提出先の保健所及び県ホームページにおいて行う。 (4) 受験手続その他事項については、最寄りの保健所又は宮崎県福祉保健部衛生管理課（電話0985（44）2628）に問い合わせること。 なお、文書による照会は、必ず返信用の切手を同封すること。</p> <p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があつたので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。</p>	<p>令和5年11月30日 宮崎県知事 河野 俊 嗣</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 （仮称）学園木花台複合商業施設 宮崎市学園木花台南3丁目31番の一部</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名 株式会社日本ブラム 代表取締役 桃城伸之 京都府京都市下京区四条通堀川西入唐津屋町 536番地</p> <p>3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名 ダイレックス株式会社 代表取締役 多田高志 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地 株式会社セリア 代表取締役 河合映治 岐阜県大垣市外濠2丁目38番地 株式会社南九州ファミリーマート 代表取締役 飯塚隆 鹿児島県鹿児島市真砂本町3番67号</p> <p>4 大規模小売店舗の新設をする日 令和6年7月17日</p> <p>5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 2,405㎡</p> <p>6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 (1) 駐車場の位置及び収容台数 建物敷地内 81台 (2) 駐輪場の位置及び収容台数 A棟北側 20台（駐輪場No.1） B棟西側 3台（駐輪場No.2） C棟北側 10台（駐輪場No.3） 合計 33台 (3) 荷さばき施設の位置及び面積 A棟西側 65㎡（荷さばき施設No.1） A棟南側 32㎡（荷さばき施設No.2） B棟北側 32㎡（荷さばき施設No.3） C棟南東側 32㎡（荷さばき施設No.4） 合計 161㎡ (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 A棟南側 8.99㎡ B棟内北側 3.00㎡ C棟南西側 0.69㎡ 合計 12.68㎡</p> <p>7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時（A棟及びB棟） 24時間（C棟） (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 24時間 (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 3箇所 建物敷地西側及び北側 (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後10時まで（荷さばき施設No.1～3） 24時間（荷さばき施設No.4）</p> <p>8 届出年月日 令和5年11月16日</p>
--	--

9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和5年11月30日から令和6年4月1日まで

10 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

令和5年11月30日から令和6年4月1日まで

11 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

令和5年11月10日に実施した令和5年度砂利採取業務主任者試験の合格者の受験番号は、次のとおりである。

令和5年11月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

2

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第16条第5項の規定により、まあじに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量を令和5年11月15日付けで次のとおり変更したので、

同項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和5年11月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

まあじに関する令和5管理年度（令和5年1月1日から令和5年12月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量（法第16条第1項に規定する知事管理漁獲可能量をいう。）は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	数量
宮崎県まあじまき網漁業	3,086トン
宮崎県その他のまあじ漁業	現行水準

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、九州農政局一ツ瀬川農業水利事業所長から次のとおり通知があった。

令和5年11月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 作業の種類

公共測量（3級基準点測量、3級水準点測量、4級基準点測量）

2 作業地域

宮崎県西都市穂北

3 作業期間

令和5年11月20日から令和6年3月11日まで

企業局企業管理規程

企業局保安規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

令和5年11月30日

宮崎県企業局長 井手義哉

宮崎県企業局企業管理規程第7号

企業局保安規程の一部を改正する企業管理規程

企業局保安規程（昭和62年宮崎県企業局企業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>別表第1（第4条関係）保安に関する組織 [略] (水力発電所に係る設備)</p>	<p>別表第1（第4条関係）保安に関する組織 [略] (水力発電所に係る設備)</p>

題がないと判断
されるときは1
回/10年とする
。

[略]

[略]

附 則

この企業管理規程は、令和5年12月1日から施行する。

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第49号

政治資金規正法（昭和23年法律第 194号）第6条第1項、第7条第1項及び第17条第1項の規定により、政党その他の政治団体から設立、異動及び解散の届出があったので、同法第7条の2第1項及び第17条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年11月30日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

1 設立届

○政党の支部

(ロ) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
自由民主党宮崎県延岡市第二支部	後 藤 哲 朗	橋 本 学	延岡市別府町3322番地	令和5年9月1日

○その他の政治団体

(ニ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
しげいゆかといっしょに子どもを守る会	滋 井 祐 香	矢 野 智 美	宮崎市田野町乙9597-3	令和5年10月20日

2 異動届

○政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異動年月日
自由民主党三股支部	堀 内 和 義	主たる事務所の所在地	北諸県郡三股町大字蓼池3597	北諸県郡三股町樺山3163	令和5年9月8日
		代 表 者	堀 内 和 義	福 田 新 一	
		会 計 責 任 者	岩 津 良	堀 内 義 郎	
公明党宮崎第一総支部	島 田 健 一	会 計 責 任 者	太 場 祥 子	吉 田 正 樹	令和5年10月1日
公明党宮崎第二総支部	比江島 久美子	会 計 責 任 者	山 本 珠 美	小 野 正 二	令和5年10月1日
公明党宮崎第三総支部	音 堅 良 一	会 計 責 任 者	田 中 光 子	前 田 幸 雄	令和5年10月1日
立憲民主党宮崎県第2区総支部	渡 辺 創	会 計 責 任 者	松 本 哲 也	太 田 清 海	令和5年11月15日
立憲民主党宮崎県第3区総支部	渡 辺 創	会 計 責 任 者	永 山 敏 郎	満 行 潤 一	令和5年11月15日

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異動年月日
宮崎県産業資源循環政治連盟	山 下 栄	会 計 責 任 者	安 部 浩 之	永 友 万 博	令和5年4月1日
宮崎県歯科医師連盟日南支部	翁 長 武一郎	代 表 者	翁 長 武 一 郎	黒 木 利 隆	令和5年6月16日
宮崎県歯科医師連盟宮崎支部	野 村 賢 介	代 表 者	野 村 賢 介	黒 木 晃 一	令和5年6月20日
		会 計 責 任 者	濱 田 眞 人	野 村 賢 介	
宮崎県産業資源循環政治連盟	山 下 栄	主たる事務所の所在地	宮崎市大字赤江1392-1	崎市花山手西2-5-5	令和5年9月1日
		会 計 責 任 者	永 友 万 博	安 部 浩 之	
天照ひむか会	田 代 法 善	主たる事務所の所在地	宮崎市芳士2212-95	宮崎市佐土原町下田島 1462-2	令和5年9月26日
		会 計 責 任 者	嘉 村 賢 太 朗	山 口 慶 太	
みやざきの未来をつくる会	篠 原 達 明	会 計 責 任 者	田 中 俊 治	野 呂 直 主	令和5年11月2日
ボトムアップ宮崎	山 内 佳 菜 子	代 表 者	山 内 佳 菜 子	富 井 寿 一	令和5年11月15日
		会 計 責 任 者	広 瀬 素 奈	上 沖 篤 史	

3 解散届

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
松岡ゆうき後援会	松 岡 祐 樹	令和4月3月31日
窪菌辰也後援会	窪 菌 辰 也	令和5年8月31日
きたおか四郎の会	北 岡 四 郎	令和5年9月6日
西川健後援会	甲 斐 義 昭	令和5年9月15日
河野恵吉後援会	河 野 恵 吉	令和5年9月22日
山内和憲後援会	内 畑 勝 義	令和5年9月25日
井上紀代子後援会 (紀代子の会)	井 上 紀 代 子	令和5年10月24日
外山順一後援会	岩 切 承 自	令和5年10月31日
星伸会	田 中 修 一	令和5年10月31日

宮崎県選挙管理委員会告示第50号

政治資金規正法 (昭和23年法律第 194号) 第19条第 3 項の規定により、資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年11月30日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

1 資金管理団体でなくなった旨の届

○その他の政治団体

届出者	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
井 上 紀代子	井上紀代子後援会（紀代子の会）	令和5年10月24日

--	--